

# 岐阜県公報

第二千三百六十八号  
平成二十四年八月三日

(金曜日)

## 目次

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 五三二 <sup>ページ</sup>
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課) 五三一
指定自立支援医療機関の変更届出	(同) 五三二
平成二十四年度クリーニング師試験の実施	(生活衛生課) 五三三
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課) 五三三
公共測量の実施	(用地課) 五三四
開発行為の工事の完了	(建築指導課) 五三五

### 公 示

#### 特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年七月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人六調会
- 三 代表者の氏名 村上 美世子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市太田本町二丁目六番一七号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般に対して、宮内庁薬部から伝授された雅楽の普及活動に関する事業等を行うことにより、歴史ある日本文化の承継と新たな文化を創造し、もって文化及び教育の向上に寄与することを目的とする。

#### 指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
又丸診療所	岐阜市又丸六七の七	精神科	精神通院	平成 二〇・八・一
伊藤内科	羽島郡笠松町上本町一三	内科、小児科	精神通院	平成 二〇・八・一
新生病院	揖斐郡池田町本郷一五五 の一	心療内科	精神通院	平成 二〇・八・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
阪神調剤薬局 多治見市民店	多治見市前畑町二丁目三〇番	精神通院	平成 二〇・八・一
箕浦薬局	岐阜市東材木町二二	精神通院	平成 二〇・八・一
薬局ふるーる	大垣市東前三丁目四番地二	精神通院	平成 二〇・八・一
スギ薬局 高山駅西店	高山市昭和町一丁目二三番地 一 くらやホームセンター一階	精神通院	平成 二〇・八・一
日本調剤多治見薬局	多治見市前畑五の二〇八の五 一階	精神通院	平成 二〇・八・一
みんなの薬局	岐阜市本荘西三丁目三三番地 二	精神通院	平成 二〇・八・一
たんぼば薬局 金山病院前店	下呂市金山町金山九七〇番地一	精神通院	平成 二〇・八・一

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
訪問看護ステーション ぼのぼ	岐阜市本荘町一五番地一	精神通院	平成 二〇・八・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定

自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山九七三番地六	精神通院	平成 二〇・八・一
中部薬品 萩原中央薬局	下呂市萩原町花池字川原一七七 の三	精神通院	平成 二〇・六・一

平成二十四年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十四年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十四年十一月十一日（日）  
午前十時から

二 試験場所

岐阜県クリーニング会館（岐阜市須賀四丁目八番四号）及び笠松刑務所（羽島郡笠

松町中川町二三）のうち岐阜県が指定する場所

三 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

4 洗濯物の処理に関する技能

(一) 繊維の鑑別

(二) ワイシャツのアイロン仕上げ

四 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者

2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

五 受験手続

1 願書等配布期間

平成二十四年九月三日（月）から同年十月五日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

2 受付期間

平成二十四年九月二十四日（月）から同年十月五日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十四年九月二十四日（月）から同年十月五日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

3 配布及び受付場所

各県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五〇〇八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号）に提出してください。

4 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真（手札形（縦十一センチメートル横八センチメートル）とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(四) 受験資格を証する書類（学校の卒業証明書等）

六 受験手数料

七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください（消印しないこと。）。

七 合格発表

平成二十四年十一月二十七日（火）午前十時

県庁、各県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。

また、後日岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県立保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六三）、各県立保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

する。  
 なお、その意見書は平成二十四年八月三日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)クロスガーデン中津川

中津川市かやの木町二五八八番一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年八月三日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

テックランド中津川店

中津川市茄子川字堤下二〇七六番一〇二一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年八月三日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ホームプラザナフコ養老店

養老郡養老町瑞穂字旭三八五 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量(道路防災計画)

三 作業期間

平成二十四年七月二十三日から

同 年九月二十八日まで

四 作業地域

加茂郡白川町坂ノ東

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

関市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

平成二十四年七月二十三日から

同 二十五年三月十五日まで

四 作業地域

関市（一部）

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十四年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第二九号の四 平成二四・一・二六	本巣市仏生寺字村東三三番一	道路、水路	開発登録簿による	岐阜市北一色三丁目九番二一 株式会社 タカオ 代表取締役 野 尻 金 博
同岐建築第二八号の三 同二四・三・二二	本巣郡北方町朝日町三丁目三〇番	道路	同	安八郡輪之内町大藪一三五番地 東洋産業株式会社 代表取締役 安 田 和 雄
同西建築第七一号の四 同三三・一一・一三 同三三・一二・一三 同三三・一三・一三 同二四・六・一三	不破郡垂井町綾戸字荒越八九七番一	道路・公園	同	不破郡垂井町東神田三丁目一五二番地の一 有限会社 サニーク 代表取締役 水 野 浩 一
同中建築第六五号の三 同二三・九・二八 同中建築第六八号の六 同三三・一一・九	関市下白金字大畑一一九八番一、一一九九番一及び二二〇〇番一	消防の用に供する貯水施設	同	関市下白金一一九八番地 おきなや株式会社 代表取締役 尾 関 郁 夫

平成二十四年八月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社